

施策名【文化・芸術】

章	節	施策		主要施策	事務 事業 コード	事業数	事務事業	管理 方法	補 助 金	補助金等名称	課	係	備考
1.生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり	2.主体的、創造的な学びと文化の熟成	1.文化・芸術	(1)	市民の文化・芸術活動の促進	1211-1	1	文化振興推進企画事業	通常	1	文化振興事業補助金	文化振興課	文化振興係	
									2	臼田文化協会補助金	文化振興課	文化振興係	
					1211-2	2	伝統文化保存・宣伝事業	通常			文化振興課	文化振興係	
					1211-3	3	美術資料収集保存事業	通常			近代美術館	美術館係	
					1211-4	4	美術資料公開・教育普及事業	通常			近代美術館	美術館係	
					1211-5	5	美術資料調査・研究・交流事業	通常			近代美術館	美術館係	
					1211-6	6	美術館管理運営事業	通常			近代美術館	美術館係	
			(2)	文化施設の充実と有効活用	1212-1	7	コスモホール管理運営事業	通常			文化振興課	文化施設係	
					1212-2	8	鎌倉彫記念館管理運営事業	通常			文化振興課	文化施設係	
					1212-3	9	天体観測施設管理運営事業	通常			文化振興課	文化施設係	
					1212-4	10	臼田文化センター管理運営事業	通常			文化振興課	文化施設係	
					1212-5	11	交流文化館浅科管理運営事業	通常			文化振興課	文化施設係	
					1212-6	12	五郎兵衛記念館管理運営事業	通常			文化振興課	文化施設係	
					1212-7	13	天来記念館管理運営事業	通常			文化振興課	文化施設係	
					1212-8	14	望月歴史民俗資料館管理運営事業	通常			文化振興課	文化施設係	
					1212-9	15	川村吾蔵記念館管理運営事業	通常			文化振興課	文化施設係	
					1212-10	16	佐久平交流センター管理運営事業	通常			文化振興課	文化施設係	
			(3)	「佐久の先人」の功績の継承	1213-1	17	佐久の先人検討事業	通常			文化振興課	文化振興係	
			(4)	文化財の保護・継承と活用	1214-1	18	文化財保護事業	通常	3	文化財保護事業補助金	文化振興課	文化財保護係	
					1214-2	19	旧中込学校・資料館・島崎藤村旧宅管理運営事業	通常	4	民俗文化財後継者育成補助金	文化振興課	文化財保護係	
					1214-3	20	史跡龍岡城保存整備・大給恒顕彰事業	通常			文化振興課	文化財保護係	
					1214-4	21	文化財調査事業	簡易			文化振興課	文化財調査係	
					1214-5	22	文化財普及事業	通常			文化振興課	文化財調査係	

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	文化振興事業補助金			
事務事業名称	文化振興推進企画事業		事務事業コード	1211-1
所 管	社会教育	部	文化振興	課
			文化振興	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成	26 年度 (経過年数 12 年)	終期設定	(有 (無))	終期 令和 年度
目的	芸術文化活動の普及と充実を図り、市民が様々な芸術文化に触れる機会を拡充するため、市内の団体が行う芸術文化活動に要する経費に対し補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	①補助対象経費:会場使用料、舞台設備等借上料、出演者謝礼、交通費、宿泊費、広告宣伝費、印刷製本費②補助率:補助対象経費の1/2以内③上限額及び交付期間:プランA 10万円 5年間、プランB 30万円 10年間 ※交付期間ほか補助金の内容は、文化振興推進企画委員会での協議により決定				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒	不特定団体	個人		
	名称(個人は除く)		佐久ボランティア合唱団 ほか事業実施団体		
指標設定	設定の考え方		補助金を活用したイベント開催回数		目標値 15
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数	11 件		12 件			
決算額(予算額)	955,000 円		871,000 円		2,000,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		955,000 円		871,000 円	
	一般財源		0 円		0 円	
指標	目標値	(単位)	15		15	
	実績値	(単位)	11		12	
	達成率		73.3	%	80.0	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する					

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・目標値には届かないものの、毎年一定数の利用のほか、新たな団体から申請されるなど、補助金の認知度は広まっている。 ・引き続き、継続した事業周知が必要である。 ・プランBの申請数が少ないため、制度を見直す必要がある。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	・施策の一つとして一定の効果が見込まれることから補助金は継続するが、内容については文化振興推進企画委員会に諮るなどし、随時見直しを行っていく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

文化芸術活動の普及・拡充を目的とする中で、要綱上の終期は定めていないが、補助金の必要性・有効性については、文化振興推進企画委員会に諮る等、随時検証している。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	臼田文化協会補助金			
事務事業名称	臼田文化センター管理運営事業	事務事業コード	1211-1	
所 管	社会教育	部	文化振興	課 文化振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	団体育成運営補助金			
根拠法令等名称		なし				法令種別		
始期		昭和 61 年度 (経過年数 40 年)	終期設定		無	終期	令和 年度	
目的		文化の香り高い郷土づくりを目指し、会員相互の文化的教養を高め、地域文化の振興に寄与する目的で設置された臼田文化協会に対し、育成と運営を支援するため、事業に対し補助金を交付する。						
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		臼田文化協会事業費 年10万円(定額)						
交付対象者、団体		特定団体(市が事務局となっているもの)		☒	特定団体(市が事務局となっていないもの)			
		不特定団体			個人			
		名称(個人は除く)		臼田文化協会				
指標設定		設定の考え方		文化講演会、教養講座の参加人数			目標値	100人
		指標が数値でない場合の評価方法						

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		100,000 円	100,000 円	100,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	円	円	円
	一般財源	100,000 円	100,000 円	100,000 円
指標	目標値 (単位)	100	100	100
	実績値 (単位)	129	123	
	達成率	129.0 %	123.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・当該協会は、佐久地域の著名な文化人を顕彰するため碑前祭を実施し、参加会員の文化的教養向上、地域文化の発展及び振興に寄与している。 ・当該協会は臼田地区在住者が主となっていることから、補助金効果が及ぶ対象が限定的となっており、広い地域からの参加が求められる。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	廃止
今後の取組方針	・課題の改善及び引き続き佐久地域の文化の発展と振興を図るため、現在の団体育成運営補助金から佐久市芸術文化活動事業補助金に切り替え、補助金効果が広く市内に及ぶようにし、今補助金は令和8年度をもって廃止する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	✕
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	✕
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

旧臼田町時代から続いている補助金。
本補助金については、交付対象団体と協議し令和8年度をもって廃止する。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	文化財保護事業補助金			
事務事業名称	文化財保護事業		事務事業コード	1214-1
所 管	社会教育	部	文化振興	課 文化財保護 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)	
根拠法令等名称	佐久市文化財保護事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 21 年)	終期設定	有	終期 令和 8 年度
目的	文化財の所有者(文化財の保存に当たることを適当と認める者を含む。)が行う文化財保護事業及びこれらに関係ある刊行物の発行等の事業に要する経費に対し補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費:文化財の管理、修理及び刊行物を発刊するための調査、研究及び資料収集に要した経費 補助率:100分の50以内。ただし、国、県の文化財で、国、県が補助金を交付する場合は、その補助金相当額を控除した額。 刊行物を発刊するための調査、研究及び資料収集に要した経費の場合は、10万円を限度とする。			
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	☒ 不特定団体		個人	
	名称(個人は除く)		保存会、区等の文化財保護団体	
指標設定	設定の考え方		文化財保護の活動を行っている保存会等の団体数を目標値として設定する。	目標値 7団体
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数			6 件	8 件	
決算額(予算額)			180,000 円	362,000 円	484,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	円
	一般財源		180,000 円	362,000 円	484,000 円
指標	目標値	(単位)	6 団体	8 団体	7 団体
	実績値	(単位)	6 団体	8 団体	
	達成率		100.0 %	100.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		—	—	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・文化財保護法等の例規により補助等について定められており、指定文化財を保護及び継承するための事業に要する経費は保護団体にとって多額の費用を要することから保存活動の一部を補助する必要がある。 ・課題として、修繕に伴う補助については次年度以降の交付となることから、緊急性等も鑑み補正予算対応も行っていく必要がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められ、また、令和3年度補助金等外部評価の結果(現行どおり)を踏まえ、現行どおり継続する。 ・修繕に伴う補助については前年度要望、次年度交付としているが、緊急性等も検討したうえで、可能な範囲で補正予算対応も行っていく。 ・ニーズ等の調査を行うなどして、より良い成果が得られるようその都度見直しを行う。 ・令和7年度の決算審査において、補助率が「100分の50以内」であることから、例年申請している団体への定額交付について、満額交付を目指すべきでないかという指摘があったため、予算要求を検討していく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	民俗文化財後継者育成補助金			
事務事業名称	文化財保護事業	事務事業コード	1214-2	
所 管	社会教育	部	文化振興	課 文化財保護 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)	
根拠法令等名称	佐久市文化財保護事業補助金交付要綱			法令種別 要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 21 年)	終期設定	有	終期 令和 8 年度
目的	文化財の所有者(文化財の保存に当たることを適当と認める者を含む。)が行う文化財保護事業及びこれらに関係ある刊行物の発行等の事業に要する経費に対し補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費:文化財の管理、修理及び刊行物を発刊するための調査、研究及び資料収集に要した経費 補助率:100分の50以内。ただし、国、県の文化財で、国、県が補助金を交付する場合は、その補助金相当額を控除した額。 刊行物を発刊するための調査、研究及び資料収集に要した経費の場合は、10万円を限度とする。			
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	☒	不特定団体	個人	
	名称(個人は除く)		保存会、区等の文化財保護団体	
指標設定	設定の考え方		文化財保護の活動を行っている保存会等の団体数を目標値として設定する。	目標値 6団体
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数			6 件	6 件	
決算額(予算額)			300,000 円	300,000 円	300,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	円
	一般財源		300,000 円	300,000 円	300,000 円
指標	目標値	(単位)	6 団体	6 団体	6 団体
	実績値	(単位)	6 団体	6 団体	
	達成率		100.0 %	100.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		—	—	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	文化財保護法等の例規により補助等について定めされており、指定文化財を保護及び継承するための事業に要する経費は保持団体にとって多額の費用を要することから、保存活動の一部として補助を行っている。後継者不足の中、平成17年以降1団体消失してしまっているが、6団体については、一部新型コロナウイルス感染症拡大による活動自粛があったものの、現在も継続し活動が行われている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められ、また、令和3年度補助金等外部評価の結果(現行どおり)を踏まえ、現行どおり継続する。 ・修繕に伴う補助については前年度要望、次年度交付としているが、緊急性等も検討したうえで、可能な範囲で補正予算対応も行っていく。 ・ニーズ等の調査を行うなどして、より良い成果が得られるようその都度見直しを行う。 ・令和7年度の決算審査において、補助率が「100分の50以内」であることから、例年申請している団体への定額交付について、満額交付を目指すべきでないかという指摘があったため、予算要求を検討していく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】